

平成二十三年 第十二回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十三年十二月二十七日(火)午後三時四十二分

二 閉会日時 平成二十三年十二月二十七日(火)午後四時三十四分

三 会議開催の場所 教育研修センター五階 大研修室

四 出席委員

五 欠席委員

六 事務局出席職員

教育部長	小野寺 晃	文化スポーツ振興課長	加藤 文男
理事	板垣 肇	中央市民センター館長	齋藤 実
教育次長	金澤 保	文化財課主幹	川村 範規
教育次長	成田 一二三	市民図書館長	今村 牧彦
浪岡教育事務所長	和田 比呂志	学務課長	山谷 尚史
学習環境調整監	塩崎 章悦	学校給食課長	本間 昭彦
総務課主幹	木谷 龍	指導課長	伴問 孝彦
参事社会教育課長事務取扱	館田 一弥	浪岡教育事務所教育課長	鳴海 雄大

柳谷 章二
鎌田 慎也
西村 惠美子
平出 道雄
月永 良彦
土田 美貴

七 会議に付議された案件

(一) 議事

議案第四十二号 青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第四十三号 青森市立小学校及び中学校の修学に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第四十四号 青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

(二) 報告

(一) 平成二十三年第四回市議会定例会の質問概要について

(二) ネーミングライツ・スポンサーの優先交渉者の選定について

(三) 青森市民室内プールの改修工事にかかる進捗状況について

(四) コバケンとその仲間たちオーケストラ二〇二二-三あおもりについて

(五) 学校給食費の未収債権にかかる専決処分について

(六) 青森市小学校給食センター等整備運営事業について

(七) 青森市中学校生徒海外派遣事業について

(三) その他

(挙手) 市内小学校における火災について

八 会議録署名委員

平 出道雄
月 永良彦

九 会議の概要

午後三時四十二分に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項八のとおり指名する。

議案第四十二号から議案第四十四号について審議を行い、原案のとおり決定する。

事務局から七件の報告をし、平成二十四年度第一回定例会の日程調整をし、閉会した。

十 会議の状況

(一) 議 事

委員長

それでは議事に入ります。

議案第四十二号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」と議案第四十四号「青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」は、関連がありますので、まとめて事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第四十二号及び議案第四十四号は、関連がございますので、一括して御説明させていただきます。

はじめに、議案第四十二号 青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

本規則は、小・中学校において、新学習指導要領が全面实施され、学習内容が増えることに伴い、各学校において必要とされる授業時数を確保するため、及び各小・中学校が災害時において適切に児童生徒等の安全を確保することをねらいとした防災計画を整備するため、制定しようとするものでございます。

まず授業時数の確保につきましては、小学校では、平成二十三年度に全面实施され、中学校は平成二十四年度から全面实施されることとなっております。これに伴い小・中学校において必要とされる年間総授業時数が、現行のものより増えることにより、増加した授業時数を確保するため、規則の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、夏季及び冬季休業日の一部を授業日とすることを可能とするため、第三条第二項、第三項、及び第四項を改正するものであります。

次に、防災計画につきましては、本年三月十一日の東日本大震災を受け、これまで学校の安全計画が防火等に重点を置いてきた中、地震や台風などによる自然災害に対してもこれまで以上に適切に対応するため、規則の一部を改正するのであります。

改正の内容といたしましては、これまで学校が備えることとしていた学校の警備、防火及び児童生徒の退避計画に、

地震や台風など自然災害に適切に対応するための防災計画を追加するものであります。

なお、この規則の第三条につきましては、平成二十四年四月一日をもって施行し、承認及び届出は、施行前に行うことができることとなっており、また、第四十一条につきましては、公布の日から施行するものとさせていただきます。

次に、議案第四十四号青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について、御説明いたします。

本規程は、議案第四十二号で御提案いたしました、夏季及び冬季休業日の一部を授業日とすることを可能とする青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の改正に伴い所要の改正をするため、制定しようとするものとさせていただきます。

改正の内容といたしましては、夏季及び冬季休業日の一部を授業日とすることに關する諸手続きを追加するものであります。

なお、この規程は、平成二十四年四月一日をもって施行し、第二十条から第二十一条までの規定による承認及び届出は、施行前においても行うことができるものとさせていただきます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

月永委員

この授業日の改定につきましては、指導要領にあります授業時数が増えていくこととなります。特に中学校の三年生が入試の発表の関係上、卒業式が早いいため、授業時数が非常に少なくなる状況です。

今回の改定になかなか追いついていけない状況の中で、冬休み、夏休みの一部を授業日とすることで、カバーしていくというねらいでございます。実際には、現在も三年生は、夏休みも冬休みも学習日として登校して勉強しておりますが、カウントされていない状況ですが、これからは、授業日としてカウントしていくようにするという改正でございますので、御理解していただきたいと思っております。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員長 ないようであれば、議案第四十二号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に、議案第四十四号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に、議案第四十三号「青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定
について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第四十三号青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

先般の平成二十三年第四回市議会定例会におきまして、平成二十四年四月から野沢小学校と荒川小学校及び栄山小学校と泉川小学校を統合することに伴い、平成二十三年度をもって野沢小学校及び栄山小学校を廃止するため、青森市立小学校条例の一部を改正する条例が議決されたところでございます。

これに伴い、本議案は、廃止する野沢小学校及び栄山小学校の通学区域を、それぞれ荒川小学校及び泉川小学校の通学区域と定めるため、青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、付属資料の新旧対照表にございますとおり、通学区域について規定しております、別表の野沢小学校及び栄山小学校を削除し、当該校の通学区域を野沢小学校については荒川小学校へ、栄山小学校については泉川小学校へ追加するものでございます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。
以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

月永委員 今年度は、二校が二校に統合するということが、先般、四校の校長先生に直接、あるいは電話で、交流をしながら、栄山小

学校の子どもたち、野沢小学校の子どもたちを荒川小学校、泉川小学校が巻き込んで欲しいということで、再三お願いしております。

もう既に交流が、一、二回行われているところでございますが、三月まで、さらにこういう会が行われ、スムーズに統合していく、そして、子どもたちの心の負担にならないようにということで、学校も考えておりますので、御報告いたします。

委員長 そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員長 ないようであれば、議案第四十三号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案とおり決定することといたします。

(二) 報 告

委員長 それでは、報告事項に入ります。本日の報告事項は七件となっております。

(一)「平成二十二年第四回市議会定例会の質問概要について」事務局から報告をお願いいたします。

総務課主幹から説明

平成二十三年第四回青森市議会定例会の質問概要について、御報告申し上げます。

第四回青森市議会定例会は、去る十一月二十九日に開会し、十二月二十二日に閉会したところであります。教育委員会に対する、一般質問及び予算特別委員会での質問内容につきましては、お手元に配付しております資料のとおりとなっております。

一般質問につきましては、十三名の議員から三十一項目、予算特別委員会につきましては、六名の委員から十項目の質問が、それぞれございました。

これらの答弁書につきましては、委員の皆様にも既にお配りしておりますが、いずれの質問に対する答弁につきましても、御理解いただけたものと考えております。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

ないようであれば、次に移ります。

(二)「ネーミングライツ・スポンサーの優先交渉者の選定について」事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

報告(二) ネーミングライツ・スポンサーの優先交渉者の選定について、御報告申し上げます。

十月二十五日開催の本定例会で御報告申し上げましたとおり、青森市文化会館におけるネーミングライツ・スポンサーの募集を行ったところ、当該事業の趣旨に御賛同いただきました。市内の二者からの応募がございました。

この応募を受けまして、十二月二日、副市長を委員長とし、市の関係部長や有識者で構成される「施設命名権者選定委員会」を開催し、応募金額、契約期間及び事業内容などを総合的に検討した結果、優先交渉者には、ネーミングライツ料を年額五百万円、契約期間を平成二十四年四月一日から五年間との内容を提示してありました。市内のIT企業である「株式会社リンクステーション」が選定されました。

今後につきましては、来年四月からのネーミングライツの導入を目指しまして、優先交渉者と協議を進め、愛称や看板設置場所等の詳細について、協議調整のうえ、三月までに必要な手続きを進めて参ります。

以上でございます。

委員長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

ネーミングライツの法人の名前はわかったのですが、どういう名前を考えているのかについて、情報は入っているのでしょうか。例えば、ネーミングにおいては、教育委員会ないし、青森市側から、例えば、「あおいもり」とか、青森らしい名前の希望を込めたような条件などを付けるのか、まったく相手側の命名に対し、そのまま付けるのか、その辺の事情と、大体考えられている名前があるようであれば、教えて欲しい。

文化スポーツ振興課長 ただいまの御質問にお答えいたします。ネーミングにつきましては、これから、リンクステーションさんの方と、詰めて参りますが、希望されている要素は、会社名を入れたいという御希望のようでございます。

最終的には、これから協議・調整ということになります。命名権の性格上、できるだけ企業のメリットを享受できるように形で進めたいと思っております。募集要項上でも、企業名、または商品名、ブランド名などを付けることができますという前提で、応募いただいておりますので、特段、公序良俗に反しない限りは、企業の意向に沿うというスタンスで、望みたいと考えております。

以上です。

委員長 わかりました。その他、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長 なければ、次に移ります。

(三)「青森市民室内プールの改修工事にかかる進捗状況について」事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

それでは、青森市民室内プールの改修工事にかかる進捗状況について、御報告申し上げます。

前回の本定例会におきまして、市民室内プールの機械室のアスベスト含有にかかる有無調査を行い、必要となった場合、除去工事を施し、配管工事を実施可能な環境を速やかに整えることとする旨、御報告申し上げたところでござ

います。

その後の進捗状況でございますが、十一月下旬より、アスベスト含有量分析調査を委託しておりましたところ、十二月九日に、委託業者から「アスベストは含有されていない」旨の報告がございました。

今後につきましては、財源確保等について関係部局との協議を整えまして、天井及び配管工事にかかる設計業務を行うための契約手続きに着手し、一日も早い再開に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

ないようであれば、次に移ります。

(四)「コバケンとその仲間たちオーケストラ2011」あおもりについて「事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

報告(四) コバケンとその仲間たちオーケストラ2011あおもりについて、御報告申し上げます。

教育委員会では、本市の文化振興と福祉増進に寄与するため、関係者の協力のもと、「コバケンとその仲間たちオーケストラ2011」あおもり実行委員会を組織し、音楽を通じてノーマライゼーションの普及啓発や地域の音楽文化の振興を目的に、去る十一月二十七日に、新幹線新青森駅開業一周年記念イベントとして、「コバケンとその仲間たちオーケストラ2011」あおもりを開催いたしました。

「コバケンとその仲間たちオーケストラ」は、日本を代表する世界的指揮者でございます小林研一郎氏が「障害のある人もない人も、共に生きる社会の実現」を願い結成されたオーケストラであり、今回のコンサートには、無料招待をした約四百名の障害者の方々を含めた約千六百名の方々が登場し、約二時間半にわたり、オーケストラが奏でる迫力ある演奏は多くの方々を魅了し、感動を与えたコンサートとなりました。

また、コンサートにおきましては、青森山田中学高等学校吹奏楽研究会や青森県立青森南高等学校吹奏楽部の皆様に一部の演奏への参加や、それに先立ってのリハーサルの際に、小林研一郎氏の直接指導を受けるなど、次代を担う

青少年にとって忘れられない貴重な体験となったことなど、様々な方々にとって、同じ空間と時を共有し、音楽の楽しさを享受する場となったものと確信しております。

委員の皆様には、コンサートの開催に当たり、多大な御尽力を賜りまして、誠にありがとうございました。この場をお借りして感謝申し上げます。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

私も観賞させていただきましたが、非常に感動的な時間であったと思っております。できることならば、あのような形の音楽振興といったものをこれからも継続する方法はないだろうかと考えております。現在、音楽を勉強している人のみならず、観賞者と一体となった会場がとても斬新であったし、今後継続していくことの力になるのではないかと考えております。

委員長

そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

(五)「学校給食費の未収債権にかかる専決処分について」事務局から報告をお願いいたします。

学校給食課長から説明

それでは、学校給食の未収債権の支払いを求めるための訴えの提起にかかる専決処分について、平成二十四年青森市議会定例会本会議三日目に、報告第四十九号として追加で報告を行いましたので、その内容を御説明申し上げます。

第十一回青森市教育委員会定例会において、再三の催告に応じない学校給食費滞納者を対象に、平成二十三年十月二十一日に青森、弘前の両簡易裁判所へ支払督促の申立てを行いましたところ、二名の滞納者から督促異議の申し立てがあり、これにかかる学校給食費の未収債権の支払いを求めるための訴えの提起にかかる専決処分について、御報告を申し上げます。

その後、新たに本件の相手方から、去る十二月一日に青森簡易裁判所へ督促異議の申し立てがあり、翌十二月二日に青森簡易裁判所から本市へ連絡がありましたことから、事務局におきましては、速やかに平成二十三年第四回市議

会定例会本会議三日目の十二月六日に追加で報告を行ったものでございます。

この支払督促とは、債権者であります市の申立てに基づき、簡易裁判所の書記官が、書類の審査だけで、債務者であります滞納者に、学校給食費の支払いをするよう督促する「略式訴訟」であり、支払督促を行うことにより、滞納者が任意に支払わない場合には、市の申立てにより裁判所書記官が発する仮執行宣言を得た上で、市が滞納者の給与や預貯金などの差押え等の強制執行を行うことができるものであります。

一方、滞納者は、支払督促の送達日から一週間以内に、民事訴訟法第二百八十六条第一項の規定により督促異議を申し立てることができませんが、この場合は、民事訴訟法第三百九十五条の規定により、支払督促が失効し、自動的に民事上の訴訟へ移行となるものであり、支払督促の申立て時に遡り、裁判所へ訴えの提起があつたものとみなされま

す。

この度、十二月一日に新たに本件の相手方から青森簡易裁判所に督促異議の申立てがあつたことに伴い、民事上の訴訟へ移行することとなりましたが、支払督促に係る事務手続におきましては、支払督促の申立てを決定した十月二十日の市長決裁において、滞納者からの督促異議の申立てによる訴えの提起がされた場合には、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき、あらかじめ訴えの提起について、市長が専決処分したものとみなすこととしておりましたので、結果として、同日付で専決処分を行ったこととなつたものであり、この専決処分につきまして、地方自治法第百八十条第二項の規定に基づき、平成二十三年第四回市議会定例会本会議三日目の十二月六日に追加の報告を行ったものでございます。

なお、現在、仮執行宣言付支払督促を申立中の者が二名おり、送達後に督促異議の申立てが出されることも想定されますので、その場合には、随時、今回と同様に専決処分について報告を行って参ります。

以上です。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

今回のようなことになつたのは、とても残念だと思えます。これまで危惧されてきたことではありますが、訴訟というところまで至つたということは、今後、未納者に対しての抑止効果になつて欲しいと思えます。一方では、当事者であります児童・生徒が心の傷にならないような配慮をしていただけていると思えますが、その辺は、いかがでしょうか。

学校給食課長

支払督促の対象となる要件といたしましては、滞納額が概ね一万元以上のもの、三ヶ月以上、催告等に応じないもの、または、分割納付を履行しないものの中から、現在、生活保護受給などにより生活が困窮している方を除いて、回収見込みが高い債務者に対し、支払督促の対象としております。

私も臨戸訪問等を行った場合に、生活保護とか、教育扶助の制度について、御説明をしながら、滞納の方をできるだけ解消したいと考えて実施しております。

また、子どもたちにつきましても、扶助等を受給されている方につきましては、全員に給食の袋をお渡しして、それで、そのまま回収するという形をとって、子どもたちにストレスを感じないような、処置をとっておりますので、今後も子どもたちにもストレスを感じさせないような措置を取って参りたいと思います。

委員長

そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

(六)「青森市小学校給食センター等整備運営事業について」事務局から報告をお願いいたします。

学校給食課長から説明

青森市小学校給食センター等整備運営事業につきましては、これまで、節目節目において本定例会への御報告を行いつつ、事業の円滑な推進に努めて参ったところですが、去る十二月二日に当該事業の落札者が決定しましたので、その内容について御報告申し上げます。

配付しております「青森市小学校給食センター等整備運営事業の落札者の決定について」をご覧ください。

審査内容を説明する前に、本事業の目的等を御理解いただくため、事業概要とスケジュールについて、御説明させていただきます。

資料の第一項「事業概要」をご覧ください。

本事業につきましては、民間企業の技術、知識、ノウハウ等を活用できるPFI手法を取り入れることにより、小学校給食センターと隣接する中学校給食センターの運営を加え、効率的、かつ、長期的な事業安定性を持って整備運営することを目的として実施するものでございます。

次に、第二項「事業スケジュール」をご覧ください。

平成二十一年度に、「小学校給食施設建設に伴う導入可能性調査」を実施し、本事業をPFI事業として決定し、平成二十二年度では、本事業の提案内容の審査等を行なう「青森市小学校給食センター等整備運営事業PFI事業者審査委員会」を十一月に設置し、事業実施方針及び要求水準書（案）を決定し公表するとともに、平成二十三年第一回市議会定例会において、事業に係る債務負担行為（百十六億四千四百五十二万二千円・税込み）が議決されております。

今年度では、PFI法第六条に基づき特定事業として選定し、六月一日付けで入札の公告を行い、十月二十八日に三つのグループから提案書の提出を受けております。

これを踏まえ、十二月二日の第五回審査委員会において、最優秀提案者の選定が行なわれ、市では、その選定結果を踏まえ、後ほど説明いたします株式会社グリーンハウスを代表とするグループを落札者として決定したものであります。

今後のスケジュールといたしましては、来年一月に市と落札者との間で仮契約を締結し、平成二十四年第一回市議会定例会に、契約案件として提出し、議決された場合には本契約の締結となります。

それでは、本事業の審査内容について御説明させていただきます。

資料の第三項「審査について」をご覧ください。

本事業については、安全衛生管理等を徹底した優れた提案を広く募集選定する必要がありますことから、価格及び価格以外の要素を総合的に評価することを目的として、「総合評価一般競争入札」を採用しております。

審査委員会につきましては、青森公立大学経営経済学部教授の今喜典委員長をはじめ、資料に記載いたしました計五名の学識経験者等で構成しております。

審査委員会の開催状況につきましては、平成二十二年十一月一日の第一回審査委員会を皮切りに、資料記載のとおり計五回開催しております。

次に、資料二ページの第四項「入札参加者」をご覧ください。

株式会社グリーンハウス、株式会社東洋食品、株式会社NIFFO青森総括事務所を代表企業とする三つのグループとなっております。

なお、次の審査結果の表中において、〇一グループ、〇二グループ、〇三グループとなっておりませんが、審査の際に、具体的な企業名を伏せて審査したことから、入札参加者一覧とはその順番が対応しておりませんので御了承ください。

下さい。

それでは、第五項「審査の結果」をご覧下さい。

本事業の提案内容評価の評価項目は、

「一 設計・建設については七項目」、「二 維持管理業務については二項目」、「三 運営業務については五項目」、「四 事業計画については六項目」の計二十項目について、それぞれの項目毎に審査を行なっております。

各項目の評価方法につきましては、審査委員の総意として評価できるよう各審査委員の評価の平均点を元に、あらかじめ定めた評価点を配点することいたしました。その考え方に基ついて評価した結果、提案内容評価の得点は、

「〇一グループ 五十五・〇四点」、「〇二グループ 六十・三四点」、「〇三グループ 五十二・〇四点」となりました。

また、入札価格の評価結果は、最低価格を満点の三十点とし、その他の入札価格については、落札者決定基準で定められた算式により入札価格を得点化しており、

「〇一グループ 二十七・九一点」、「〇二グループ 三十点」、「〇三グループ 二十八・一七点」となりました。これらの提案内容評価の得点と入札価格の得点を合わせた総合評価結果につきましては、

「〇一グループ 八十二・九五点」、「〇二グループ 九十・三四点」、「〇三グループ 八十・二一点」となりましたことから、審査委員会では、総合評価点数が第一位となった「〇二グループ」を最優秀提案として選定し、該当するグリーンハウスグループを最優秀提案事業者として、審査委員長より市長へ報告がなされたところであります。

なお、各委員の個別評価につきましては、参考として一番最後に一覧表を添付させていただいております。次に第六項「落札者」をご覧下さい。

市といたしましては、審査委員会として慎重に審査が行われ、最も優れた提案を選定されたことを踏まえ、その選定結果を「了」として、当該グループを落札者として決定すべきものと判断したものであります。

落札金額は、消費税及び地方消費税抜きで、九十六億三千八百六十一万七千六百六十二円となっており、予定価格との差額は、七億三千三百四十八万四千八百三十八円、落札率九十二・九パーセントとなっております。この金額には、施設設計・建設業務費、十五年間の維持管理業務費及び運営業務費の一切が含まれております。

また、財政負担額の削減効果としましては、額にして十億三千七万四千円、率にして十三・〇七パーセントとなっております。

委員長からの報告では、応募のあった三グループいずれの提案も一定以上の水準を満たす優れた内容であったが、

最優秀提案者となったグループは、特に、「施設の維持管理のための点検」「配送・回収業務の確実性」「アレルギー食への対応」などの点が高く評価されたこととあります。

以上が、主な審査内容でございますが、審査委員会におきましては、十二月十五日に、各審査項目別の審査内容等を「審査講評」として取りまとめ、市のホームページで公表したところであります。

続いて、別紙の落札者の雇用予定と関心表明企業数をご覧ください。

落札者の雇用予定と関心表明企業数についてでございますが、雇用予定者は、合計で二百五十四名が見込まれており、その内訳は、正社員二十七人、パート二百二十七人となっております。

そのうち地元雇用者については、中央部・西部学校給食共同調理場、中学校給食センターの従事者は、適正の考慮労働条件の合意を踏まえた上で、継続雇用希望者は、全員雇用するとの提案をいただいております。

開業当初は九十パーセント以上の地元雇用を見込んでおり、開業五年度を目途に地元雇用百パーセントを目指すこととしております。

市といたしましても、地元雇用を含めた提案内容は、契約の中で、「提案に従って事業を遂行する。」との条件を設けて担保していくこととしております。

また、提案内容の実施状況につきましては、モニタリング調査を外部委託し、第三者の評価を交えながら監視していくこととしております。

関心表明企業数については、PFI事業の実施に当たっては、多くの地元企業の協力が不可欠でありますことから、グリーンハウズグループに対し、生コン、清掃、建築等二十五業種三十九社の地元企業からの関心表明書が提出されております。

これらの事業者を含め、建材供給、建設工事では、工事管理費の二十パーセント以上、建設工事費の八十パーセント以上の率で地元企業への還元を図るとの提案がなされております。

また、落札者は、今後、特別目的会社（SPC）を市内に設立することを条件としており、どのグループが落札者となっても、市内に特別目的会社を立ち上げることとなっており、この特別目的会社の設立のより、法人市民税等は本市に納税されることとなります。

最後に、お手元に最優秀提案の図面を配布させていただきます。

この図面につきましては、企業独自のノウハウ、アイデアを記載されている提案書の一部でありますことから、後ほど回収させていただきますことを御了承ください。

また、報道関係の方々におきましては、写真撮影等は御遠慮くださるようお願いいたします。それでは図面の説明に入らせていただきます。

一枚目は概観図となっておりますが、右の建物が既設の中学校給食センター、左の建物が新しく整備する小学校給食センターとなります。

二枚目は全体配置図となり、上が小学校給食センターとなります。

調理スペースや洗浄スペースは全て一階部分に確保し、食材の搬入から給食の配送まで直線的な食材の流れを形成することができるかとされております。

次に三枚目は、一階の平面図となりますが、二階部分は、主に事務室や従業員のためのエリアと見学エリアとなります。

一階の調理場は二階から見学できるとともに、食育に関するスペースが確保されているものとなっております。

本事業につきましても、今後とも本定例会への報告・説明を随時適切に行いながら、事業の円滑な推進に努めて参ります。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

ただいまの御説明を伺いまして、非常に期待のあるものだと感じました。特に、雇用に関するところ、企業が受託できるところと期待できる場所ですが、モニタリング調査というのがありました。落成に至るまでのチェックの方法は、どこが、どのように行うのでしょうか。

学校給食課長

まず、公募される方の資格審査を行いました。それについては、四グループの応募がございまして、うちの方で示している要件について、入札に際して、現在、指名停止を受けていないですとか、青森市の指名業者に入っているとか、色々な給食に関する事業をこれまででも手掛けているか、そのような条件について、審査をしまして、四グループとも審査を通過してございませぬ。その中で、今回、入札についての説明をしまして、提案書が三グループからございまして、その三グループについて、審査委員会の中で、企業名を伏せた形で、審査を実施していただきました。地元企業についての項目も設けてございまして、これについては、他のPFI事業等でも一点から四点という点数配分をしておりますので、青森市におきましても地域の貢献

については、四点という採点をいたしまして、審査委員会で諮って、その点数で、提案内容については、七十点、価格については、三十点ということ、審査していただいております。

理事

捕捉させていただきましても、モニタリングにつきましても、本契約が来年三月の議会で締結されれば、外部のコンサルなどの予定で、モニタリング会社と契約を結びまして、設計から建設のチェックをしていく形で、モニタリングして参ります。

また、先ほど課長から説明がありましたが、地元企業への工事の発注状況でありますとか、雇用の状況につきましても、私どもといたしましても、その条項を契約書の中に、事業提案に沿ってこの事業を進めていきますということを、契約書の中に入れ込みまして、その状況をチェックしながら、事業提案どおりに行われているかをチェックしていくこととしております。

西村委員

期待のもとに、金額も大きいので、間違いのないように、チェックをしていただいて、落成を待ちたいと思っております。

委員長

その他、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

(七)「青森市中学校生徒海外派遣事業について」事務局から報告をお願いいたします。

教育課長から説明

今年度の青森市中学校生徒海外派遣事業の派遣日程及び事業内容が決定いたしましたので、御報告申し上げます。本事業は、本市の中学生とアメリカ・メイン州グリーリー中学校の生徒が、相互に派遣と受入を行う交流事業として、平成四年度より実施しております。

今回の派遣事業の実施に当たりましては、来年一月四日から十三日までの九泊十日の日程で、浪岡中学校の生徒十名、引率者二名の計十三名を派遣することとしております。

主な内容としては、ホームステイを中心とし、グリーリー中学校の生徒との交流会のほか、授業への参加や、日本

の文化を紹介することとしております。

その他、詳しい日程につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

なお、今年夏に予定されていましたが、メーン州からの受入事業につきましては、東日本大震災及び原発事故の影響により、グリーンリー中学校から来日を中止するとの連絡があったため、実施されませんでした。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

参加された子どもさんたちは、成果になっていると思いますが、一つこのところで、考えたいと思うのは、そんな素晴らしい成果を是非、事業報告という形で、これまでであれば、文集という形で、披露していたと思いますが、全市的な成果になれるような、工夫がないものだろうかと考えました。その辺を検討していただきたいと、是非、行って来た子どもたちだけじゃなくて、その他の子どもたちの成果にも繋がるようにと思います。

教育課長

今現在は、行って来ました生徒たちにより、先ほど委員の方からもありました報告書等を作成し、それを中学校の方で、浪岡中学校及び関係者だけに配布しておりますが、成果をもっと広く、他の中学生にも還元できるように、報告書のほか、どのようなことができるのか、検討課題として、検討していきたいと思っております。

委員長

その他、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(一)

その他

委員長

なければ、その他、事務局から何かございませんでしょうか。

学務課長から説明

市内小学校における火災について御報告をさせていただきます。

既に新聞報道等により御承知のこととは存じますが、去る十二月二十一日(水曜日)に、横内小学校におきまして、

火災が発生するという事故がございました。

火災の対応につきましては、最後の職員退勤後の午後七時三十二分頃、警備会社の職員が体育館女子更衣室での異常を確認し、警備会社が消防署に通報いたしました。

消防署員の消火器による消火作業により、火はまもなく消し止められましたが、タオル掛けに掛けていた雑巾二枚が焼け焦げて、床に落ちたことにより、三十センチメートル×四十センチメートルの広さの床、水道凍結防止用の温風式パネルヒーターの一部、パネルヒーターが取り付けられている壁の一部及びタオル掛けの一部が焦げ付いた状態になりました。

火災の原因につきましては、警察の鑑識によりますと、外部からの侵入の形跡が無いことから放火の可能性は低く、パネルヒーター付近に置かれていたタオル掛けに掛けていた雑巾が焼け焦げたことから、パネルヒーターから出る温風により雑巾が熱せられ、発火した可能性が高いとのことでした。

このことを受け当該小学校におきましては、校内の暖房設備周辺を速やかに再点検し、暖房設備付近に可燃性の高いものを置かないなどの安全確保に努めるよう、全教職員に周知徹底を図ったところでございます。

教育委員会といたしましては、十月に市内中学校において火災が発生した際にも、各小中学校長に対し、火災防止及び発生時の対応に万全を期するようとする文書を通知したところでございましたが、改めて火災等の危機管理について万全を期するようにと、十二月二十六日付けで各小中学校長に文書を通知いたしました。

いずれにいたしましても、このような火災が起こらないよう、教育委員会としても学校訪問の際に、または、校長会において十分に注意を促すとともに、消防署の協力を仰ぎながら、火災の予防に努めて参ります。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

このようなパネルヒーターというものから、タオル掛けの雑巾などに発火するということは、滅多にあるものじゃないとは思いますが、今後、あることとして管理していかないといけないと思う。今、小学校・中学校とおっしゃいましたが、その他の施設においてはどうだったのか、パネルヒーターなるものが、こういう危険性があるものなのかどうか、原因について、今説明いただいただけでは、イメージできないところもあります。非常に危惧されることで、大きな火災にならなくて良かったと思います。今後の安全をよろしくお願いします。他の施設はどうなのでしょう。一つお尋ねします。

文化スポーツ振興課長 この事案を受けまして、電話等での確認はしておりますが、パネルヒータ付近への可燃物はないと報告を受けておりますが、改めて文化施設・スポーツ施設につきまして、周知徹底して参りたいと思います。

委員長 その他、ございませんか。

委員長 その他、特になければ、次回の定例会について、協議をお願いします。

総務課主幹

次回定例会の開催日時につきましては、年が明けた平成二十四年一月二十七日(金曜日)、午後三時から、場所につきましては、当教育研修センター五階大研修室、本で行われている会場で開催したいと思っております。

委員長 委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がございませんので、次回は、一月二十七日(金曜日)といたします。

委員長 以上を持ちまして、平成二十三年第十二回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成二十三年十二月二十七日開催の平成二十三年第十二回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十四年一月二十七日

書 記
川 村 拓

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十四年二月十五日

署名委員
平 出 道 雄

署名委員
月 永 良 彦